

鶴ヶ島市告示第56号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定に基づき地域計画（案）を作成したので、同法第19条第7項の規定により当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月6日

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久



1 地域計画（案）を作成した地域名

（1）高倉・脚折・下新田地域

（2）三ツ木・太田ヶ谷・藤金・上広谷・五味ヶ谷地域

2 縦覧場所

鶴ヶ島市役所 産業振興課

鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1

3 縦覧期間

自 令和7年3月 6日

至 令和7年3月19日

4 意見書の提出

利害関係人は、当該地域計画（案）について当該縦覧期間満了の日までに、鶴ヶ島市役所産業振興課に意見書を提出することができる。